

特 記 仕 様 書

1 刈払等作業

- (1) 植栽（補植）作業の実施前に、植栽木を被圧している雑草木及び植栽（補植）作業の支障となる雑草木（枯死した植栽木を含む）の刈払いを行う。
- (2) 刈払った雑草木は、区域外へ集積する等、植栽作業の支障とならないよう適宜処理すること。
- (3) 雑草木の刈高は、おおむね5 cm以下とする。
- (4) 刈払等作業を実施する箇所は次のとおりとする。

施業場所	林小班	樹種	面積 (ha)	備考
矢作町字的場 97-23	187-12-9	カラマツ	1.38	2,500 本植/ha

2 植栽(補植) 作業

- (1) 植付は、極端な深植又は浅植とならないよう注意しながら、活着成績の向上に留意して、次の作業方法を遵守し、丁寧に行うこと。
 - ア 苗木運搬は、苗木を損傷させないよう丁寧に扱うとともに、乾燥させないように注意し、迅速に行うこと。また、荷造りしてある苗木は、蒸すおそれがあることから、到着後、速やかに荷造りを解くこと。
 - イ 仮植地は、植栽地に近く、日陰の適潤地で、且つ雨水の停滞しない箇所を選定し、よく開墾して根を土壤に密着させ、必要に応じ灌水、排水、日覆い及び諸害の防止等の措置を十分にすること。
 - ウ 植付はおおむね次のとおり行うこと。
 - (ア) 地表の落葉や雑草を表土が出るまで取り除く。
 - (イ) 植穴を苗木の根の広がり以上の大きさに良く耕し、木の根や石を取り除き、かきあげる。
 - (ウ) 苗木の根をやや深めに入れ、根をできるだけ広げ、七分目位まで腐植土を入れ、苗木を少し引き上げるようにして根と土をよくなじませる。
 - (エ) さらに、土をかけて良く踏みしめる。
 - (オ) 植付け後は、付近の雑草や落葉を根元に敷いて土が乾くのを防ぐ。
- (2) 箇所ごとの植栽見込本数等は、おおむね次のとおりとする。

施業場所	林小班	樹種	面積 (ha)	植栽見込本数 (本 / ha)	備考
矢作町字的場 97-23	187-12-9	カラマツ	1.38	375 (当初植栽密度 2,500 本植/ha)	補植割合：15% 苗種：コンテナ苗
横田町字宝田 63-3	32-29-5 外	カラマツ	4.93	250 (当初植栽密度 2,500 本植/ha)	補植割合：10% 苗種：コンテナ苗

- (3) 事業に使用する苗木は、岩手県樹苗需給調整指導要領（昭和59年2月21日林業第977号）に基づく需給調整を実施済みであることから、市の指定する生産者から購入すること。

3 写真の管理

- (1) 施業箇所毎に作業前、作業中、作業後の状況写真を撮影し整理すること。
- (2) 撮影箇所数は、1.0haにつき2箇所程度とすること。
- (3) 施業箇所毎に撮影箇所のGPS情報を記録すること。

4 その他

- (1) 各作業とも、人身事故等の防止には万全を期すこと。
- (2) 周辺山林、河川、林道等に影響のないよう、作業現場の後始末をよく行うこと。
- (3) 火気を使用する場合は、取扱いには十分注意するとともに、火元責任者を置き、使用後は完全に消火したことを確認した後に現場を立ち去ることとし、万が一にも火災等を発生させないようにすること。
- (4) ツチクラゲの発生を防止するため、松林内では火気を使用しないこと。
- (5) 流水、落石等による災害の誘引原因とならないように注意すること。
- (6) ビニール、空き缶等は持ち帰るなどして、山にゴミを捨てないこと。
- (7) 受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ア 受注者は下請負者に本事業の全部または主たる部分を一括して請け負わせてはならない。
なお、あらかじめ発注者に協議し、書面による承認を得た場合はその限りではない。
 - イ 下受注者が、陸前高田市物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の通知を受け、かつ、その取消しの期間が満了していない者でないこと。
 - ウ 下受注者は、当該下請事業の施工能力を有すること。